



ごみの減量にみんなで取り組みましょう

①生ごみの水切りの徹底

生ごみの40%は水分と言われています。町で行った生ごみを乾燥させた実証実験では、約85%軽くなりました。生ごみの水切りの徹底は、ごみ減量に有効です。

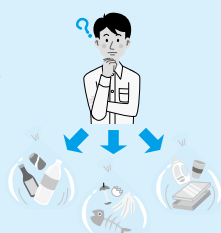
②食品ロスの削減

日本では年間約522万トンもの食品が廃棄されています。そのうち、約半分の247万トンが家庭から排出されており、10kgの米にすると2億4千7百万袋に相当します。

一人ひとりが食品ロスに向き合い、各家庭で食品ロスの削減に取り組みましょう。

③分別の徹底

資源ごみは徹底して分別し、ごみに混ぜないようにしましょう。燃やすごみにリサイクルできる紙類、燃えないごみ



にリサイクルできる金属等が合わせて約37%含まれています。

特に、雑紙は町が年4回実施している、資源ごみ等の回収で出すようにしましょう。

④堆肥化の徹底

燃やすごみの約40%は生ごみであることから、資源化することで大幅にごみの減量化に繋がります。

町では、生ごみ処理容器および処理機の購入費用の補助を行っています。詳細はくらし安全環境課へお問い合わせください。

町公式ホームページはこちらから

▼ごみ減量化作戦



▼生ごみ処理機



野外焼却はやめましょう!

野焼き(野外焼却)の禁止

廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは「廃棄物の処理および清掃に関する法律」や「やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例」において、一部の例外を除き禁止されています。法律に違反すると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(またはその両方)が処せられるとともに、法人の場合は3億円以下の罰金に処せられることが定められています。

また、焼却炉を使用した廃棄物(ごみ)の焼却であっても「一定の構造基準」を満たしていない場合は使用できません。

野焼き(屋外焼却)禁止の例外

野焼き禁止の例外として次のものがあります。

- 国または地方自治体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防・応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活の焼却であって軽微なものの焼却

例外だとしても

例外に該当する場合でもむやみに焼却してよいものではなく、周辺住民などからの苦情が生じる場合は例外とならない場合があります。

軽微な焼却だと思っていても、煙、すす、悪臭などにより周辺住民に迷惑をかけるばかりでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人体の健康や生活環境に支障をきたすことがあります。

また、火災の原因にもなりますので、ごみは定められた方法で適正に処理しましょう。

☎ くらし安全環境課 (愛知川庁舎)

☎ 0749-42-7699

人推協だより ほっと・あい 第219号

愛荘町人権教育推進協議会

☎ (事務局) 教育委員会生涯学習課(秦荘庁舎)
☎ 0749-37-8055 FAX 0749-37-4192

人権教育推進協議会
地域・団体推進部会



様々な人権課題を 自分の身の回りで解決するための地域づくり ～誰もが安心して住み続けられるまちへ～

5月30日、愛荘町人権教育推進協議会 総会ならびに令和6年度 第1回人権問題研修講座を、ハーティーセンター秦荘大ホールにて開催しました。大阪から暮らしづくりネットワーク北芝の丸岡 朋樹さんにお越しいただき、「であい・つながり差別解消をめざす北芝のまちづくり」をテーマにお話いただきました。

北芝では、住民の様々な強みを生かし、長い時間の経過の中で、NPOや団体、支援グループを作られ、生きにくさを感じている人々の居場所づくりや、地域活性化活動、生活力向上に向けて、地域をあげて取り組んでおられます。

また、実態把握のための住民意識調査を実施され、客観的なデータを基に地域づくりが進んでいました。

もちろん、最初から北芝のようにできるはずはありません。北芝に学ぶべきは、地域の人々と共に活動し、長い時間の中で、人のために尽くせる人々を地域が育ててきたところです。



これから少子高齢化の波は、さらに加速し、地域自治や地域づくりはますます困難となり、地域づくりが低下すること考えられます。

住民一人ひとりが当事者意識を持ち、自分だけでなく周りの人々に目を向け、自分にできることから始めてみるのが大切です。

地域みんなで「共助」の関係を今から進めないと、これからの地域を担う人材はなかなか育ちません。地域のコミュニケーションが低下すれば、人権問題は複雑化します。人と人が繋がる課題の解決は、日々の身の回りの問題に気づき、他者理解や合理的配慮、協働等の小さな一歩を、住民一人ひとりが「当事者」として行動し始めることしかありません。

時代の変化に応じた地域づくりのためにも、私たち大人が「気づき」、「実践する力」が大切です。

